

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

深川市立北新小学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北新小学校：いじめ防止等のための対策に関する基本方針
(概要)
全文は学校HPを御覧ください。

人との関わりを大切に、生徒指導の機能を生かした教育活動の充実に向け、「全教職員で児童を見取り危機管理意識を備えた組織的な生徒指導の推進」に努めるとともに、児童相互が他者を認め、学び合い、喜び合うより良い人間関係の構築に努める。

また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を十分に踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さない等のための対策を、迅速かつ組織的に行う。

北新小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめ防止対策委員会：校長、教頭、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任で構成。日常のトラブルをいじめと判断した際やいじめアンケートの結果を受けて開催し、解決に向けた対応と経過の観察、協議を継続して行う。

生徒指導委員会：職員会議時に開催し、問題行動の早期発見と全校一体化した指導を推進する。また教頭、生徒指導担当、当該学級担任でトラブルの初期対応を行う。

いじめ防止
プログラムの活動

- ・情報共有によるいじめ等の発見（毎朝の職員打合せ、定例職員会議での生徒指導交流、学級経営交流会）
- ・いじめアンケート調査 年2回、QUアンケート調査（6月上旬）
- ・教育相談を通じた担任による聞き取り 年2回
- ・関係機関との連携（SC,SSW,警察）：通年
- ・互いを認め合う学級経営を基盤とした教育活動の実現（通年）

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。

連絡先 0164-23-3480（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
深川市教育委員会（電話）	0164-23-5570	平日 8：45～15：30

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

